

第二回國會 鈺工業委員會 會議錄 第十二号

(七一九)

昭和二十三年七月一日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 伊藤卯四郎君
委員 三好 竹男君 伊藤谷雄太郎君
三好 忠雄君 伊藤松本 七郎君
生越 三郎君 有田 二郎君
今澄 勇君 前田 正男君
高橋 五郎君 成田 知巳君
高橋清治郎君 村尾 隆男君
田田 繁芳君 西田 隆男君
齋藤 勇君 豊雄君

出席政府委員

訟務長官 奥野 健一君
特許審判局長官 久保敬二君
委員外の出席者

議員 堀江 良作君
議員 八並 満雄君
参議院議員 小林 英三君
参議院議員 池永 光顯君
参議院議員 谷崎 明君

本日の会議に付した事件
弁理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)(第一七五号)

〔筆記〕

○伊藤委員長 これより会議を開きます
この際、速記の件について諸君に御
諒解を願つておきます。会期切迫の折
柄、各委員ともに、数多くの議案を
抱えて活発な活動をいたしております

が、御承知のように、速記の数は午前
中に五ツ、午後四ツというのが最大限
であります。去る二十八日の常任
委員長會議の決定によりまして、付託
議案の少い委員会には速記が附せられ
ないことと相なつた次第であります。
しかし速記の有無にかかわらず、議事
議決の効力には、何ら影響のないこと
はもちろんであります。以上、御諒承
を願つておきます。

○伊藤委員長 それではこれより前金
に引き続き内閣提出参議院送付の弁理
士法の一部を改正する法律案の審査を
進めます。これより質疑に移ります。

参議院修正箇所につきましては、前会
に引続き特許審判局長官小林英三君の
御出席を願ひしておりますから、同君
より御答弁を願ひます。この際前回案
員長において適當なる時期に發言をお
許しすることと決定いたしましたので、ま
ず司法委員の方の委員外發言を許可し
たいです。司法委員御発言を願ひます。

○御治翼作君 質疑に先だちお尋ねい
たしますが、政府委員としてはどなた
が出席されておりますか。

○伊藤委員長 特許審判局長官久保敬
二郎君と、池永参議院議員が出席されて
おります。ただいま久保政府委員は所
用のため席におられませんが、その
間池永参議院議員がお答えいたします。

○伊藤委員長 そのように至急手続い
たします。
○御治翼作君 最初にお尋ねいたしま
す。過日弁理士法の一部を改正する法
律案全文の修正理由をお聴きいたしま
したが、さらに九條の二をどうして加
えたかその理由を御説明願ひたいと思
います。

○小林英三君 この修正については、
当委員会におきまして、すでに述べて
おりますから、質問があれば、個所に
ついての質問にしたいと思ひます。

○御治翼作君 九條の二の訴訟代理人
についてお伺いしたいと思います。
○小林英三君 先に特許法の一部を改
正する法律が両院を通過いたしました
その法の百三十八條の二におきまし
て「抗告審判ノ審決又ハ抗告審判請求
審判ノ決定ニ對シテ東京高等裁判
所ノ専屬管轄トス、前項ノ訴ハ審決
又ハ決定ノ送達アリタル日より三十日
ヲ経過シタルトキハ之ヲ提起スルコト
ヲ得ズ、前項ノ期間ハ之ヲ不變期間ト
ス」と言つており、同條の末項に「審
判又ハ抗告審判ヲ請求スルコトヲ得ベ
キ事項ニ關スル訴ハ抗告審判ノ審決ニ
對シテモノニ非ザレバ之ヲ提起スルコ
トヲ得ズ」と規定されております。

この規定の場合においては、弁理士も
弁理士同僚訴訟代理人となることので
きる筈を開いたものであります。
まず改正した根本理由をいたしまし
ては、特許権とか実用新案権等の權利
を、できるだけ保護することにある

のであります。第一の理由と致しまし
て、一般の民事訴訟におきましては、
もちろん弁理士が訴訟代理人となるの
であります。しかし百二十八條の二
に抗告審判の審決又は抗告審判請求審
判の決定に対する訴は東京高等裁判
所に提起することができると規定され
てあります。従来旧法によりまして
と、特許事件を出訴した場合、大審院
におきましては、法律審のみで事實審
は取扱わなかつたのであります。今回
裁判制度の改正に伴う特許法の改正に
よりまして、東京高等裁判所は、事實
審を行うことになるので、この訴訟代
理人には、技術に明るい弁理士がなる
のが正當だと思ふのであります。權利
者が訴を東京高等裁判所に提起した場
合、判事がその調べるに當るのであり
ますが、特許内容に關した判事が行つ
て初めて公正なる判決ができることに相
成るのであります。過日の参議院の司
法委員会におきまして、答弁に立たれ
た政府委員も、この点もつともである
と言われておるのであります。

次に現行制度によりまして、特許事
件につきましては、特許局における二
審を通じて、いずれも弁理士がこれを代
理するのでございしますが、出訴して事
件が裁判所に係属されますと、弁理士
の手に離れて、弁理士が新たに訴訟代
理人となるのであります。しかるに裁
判所におきまして、抗告審判の審決が
取消され、特許局でさらに審理及び審
決される際、事件は再び弁理士の手に
離れて弁理士がこれを取扱ふことにな

るのであります。このように、事件が
同一で継続しているにもかかわらず、
代理人がしばしば変わることは、種々な
点におきまして不都合が生ずるわけで
あります。ゆゑに弁理士に一貫して事
件を取扱ふをしようとするのが、修正の
第二の点であります。以上のように改
正の主たる目的は、あくまで權利者の
權利の擁護にあるのでございします。こ
のようなわけで、参議院におきまして
も、清濁一致をもつて可決いたしました次
第であります。

○伊藤委員長 綴治委員にお知らせし
ます。ただいま久保政府委員が御出席
になりましたからどうぞ。
○御治翼作君 ただいま小林さんの述
べられた御意見は、こつともであり
、權利者の權利を擁護することに
關感であります。また特許の事情に通
ずる判事に當らせるとにも賛成いた
します。しかし訴訟代理人は、特許に
明るいだけでなく、専門家でなく
はならないのでしようか。この点につ
いてお伺いしたいと思ひます。

○小林英三君 權利者の權利を擁護す
るためには、特許權利等の技術内容に
精通したものがよいと考えておるので
あります。

○御治翼作君 知識をもち、明るいとい
うだけで、専門家でなくともよいの
ですか。

○小林英三君 明るければよいのであ
りますが、専門家なれば、なおよいと
考へております。
○御治翼作君 裁判所におきまして、

訴に當る裁判官も、特許に明るい者が
行つたものでありまして、それが弁理士で
なくともよいと思ひます。裁判官の中
に特許に明るい人を入れることは、私
たちとしても、主張いたしておるよう
ありませんが、専門家が持つておるよう
なことはいいないと思ひます。現在の
裁判官は、六法のみに頼つてやつてい
るのではないであります。

○小林英三君 今の綴合委員の言われ
たことは、よくわかるのでございませ
んが、特許の事実を明るい知識をもち、
技術に精通されておる者がよいと存す
るのであります。

○綴合委員 それでは弁理士は特許
に明るいと言われるのでございま
すか。

○小林英三君 従来の弁理士の方も代
理人となるのでありますが、さらに
内容に明るい弁理士を入れないとい
う修正案なのでございませう。

○綴合委員 明るい人が一人でもい
ればよいのであつて、弁理士が明るい
ないのではないと思ひますか。

○小林英三君 権利の保護のために、
さらに技術の内容に明るい人を、この
途につかせることが、新憲法における
権利の保護と合致するのであります。

○綴合委員 それでは裁判所に特許
内容に明るい人を入れないといふだけ
なのでございませうか。

○小林英三君 さうでございませう。

○綴合委員 新法におきまして、訴
訟をなす場合、直接代理人として法廷
に出るのは弁理士で、弁理士の出る余
地がないようにも考えられますが、ま
た今まで聞きまして御意見でございま
す。でき得れば入れたいというよう
にも受取れるのであります。従来の裁
判に出られた場合、直接ではございま
せんが、意見が述べられており、又資料
等集めて、十分に協議いたしておりま
して、弁理士の方々の御意見が聴かれ
ぬとは思われませうか。

○小林英三君 この席で私のことを述
べるのはまだとに過剰ではありませ
んが、私は現在まで百二十・三十の特許の
許可を得ています。自分自身発明の権
威であると思つております。旧法にお
いて裁判をやつてきたが、訴を裁判所
へ出した、大法院に出したりした。
その際技術に明るい弁理士も法廷に出
ますが、いざという場合、みずからの
代りとするのができないので、技術
に明るい人に出てもいいないといふこ
とを、しばしば痛感したのであります
。このために弁理士にも裁判所に出
ることを認めさせたのであります。

○綴合委員 それはいいものであ
るが、しかし便宜上であつて、法律論で
はない。それでは民事訴訟法第七十九
條にまつてから相反するが、その点
について……

○小林英三君 七十九條を見て、あと
で……

○綴合委員 それでは法文をお読み
いたしませうか。――「法令ニ依リ
テ裁判上ノ行為ヲ爲スコトヲ得ル代理
人ノ外弁理士ニ非サレハ訴訟代理人タ
ルコトヲ得ス」となつておりますが、
これをどう解釈しますか。

○小林英三君 これは法の立法の精神
は権利者を保護するものであつて、法
令上によつても、裁判所において弁理
士のほかにも代理人になることができ
るとなつてゐるのであるから、百二十
八條の二によつてできるやうになれ
ば、法令上の代理人となることができ
るのでありますから、必ず弁理士でな
くしてはだめだといふのではないと思
ふ。特許法十六條において、國內に籍
のない人は、弁理士以外の代理人も民
訴ができることになつてゐるのである
から、この問題も、できるのではない
かと思ふのであります。

○綴合委員 権利者の保護のため
に、訴訟する場合、原則として弁理士
でなくてはならないと定めてあるが、
たれでも法廷代理人として立つことは
資格問題からしても、司法の尊嚴を傷
つけるものである。

○小林英三君 今のあなたの言つたよ
うに、裁判官になることとは、そ
れはできないのであります。しかしこ
の特許法におきましては、御承知のよ
うに、特別法なのでありますから、弁
理士を代理人にするといふことは、今
あなたが言われたやうな司法の原則を
乱すことにはならないのであります。

○綴合委員 根本的に言へば、原則
として訴訟は弁理士でなければなら
ないものであります。それは弁理士法
の第一條より六條までに、明確に定ま
つてゐるのであります。それを弁理士
が行うといふことはいいないものであ
る。いや、それが民事訴訟法の七十九條
に、はつきりと書かれてゐるのであり
ます。弁理士に資格がないといふのな
らば、別であるが、皆一應資格は備へ
てゐるのであり、さらに特許に關する
ことの知識を備へてくれといふのなら
ばわかるが、今のあなたの言ふことは、
便宜論であつて、法律論ではない。も
しろこの法案が國會を通過すれば、司法
の大原則を亂すばかりでなく、すべて
の訴に専門家が出席するやうなものにな
る。そのやうなことをすると、司法の

大原則に反するものである。

○小林英三君 それではあなたの言ふ
司法の大原則といふのは、何條を指し
てゐるのですか。

○綴合委員 七十九條のことであり
ます。

○小林英三君 民事訴訟法の七十九條
は、法令上に依りて裁判上の行為をな
すことを得る代理人となつており、法
令で定めればよいと思ふ。

○綴合委員 いや、その七十九條の
代理人といふのは、すでに定まつてお
る場合なのであります。この場合と
は違ふのであります。

○小林英三君 それでは特許法の十六
條の解釈をお願いします。

○綴合委員 「帝國内ニ住所ヲモ居
所ヲモ有セザル者ハ命令ニ別段ノ規定
アル場合ヲ除クノ外帝國内ニ住所又ハ
居所ヲ有スルハ代理人ニ依ルニ非サレ
ハ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手
続ヲ爲シ又ハ特許權者ハ特許ニ關スル
權利ヲ主張スルコトヲ得ス」とこの條文
ですか。

○小林英三君 そうです。

○綴合委員 これは外國人について
の、また國內に居所を有さない人の代
理人は、民事訴訟について、本人を
代理することができるといふ規定であ
るのであります。

○小林英三君 それではその代理人は
民訴七十九條の代理人ではないでしよ
うか。

○綴合委員 これはこの七十九條の
法令上の代理人であります。國外にい
る者は、代理人がいなくては訴訟がで
きず、これを取扱つた者が法廷代理人
となるのであります。他の例をあげれ
ば、未成年者が訴訟する場合、未成年

者の親が代理人となつて訴訟するとい
うのと、同じやうなことであります。

○小林英三君 弁理士が訴訟するのが
原則であるが、このやうに法令で定め
れば、このやうにできるのではないか
と思ふのであります。この際特許局
の政府委員の意見も聴いてもらいた
いと思ふのですが……

○伊藤委員長 あまり討論にならずに
質疑をお願いします。

○綴合委員 法律をつくれれば何でも
できるものでありますが、その法律をつ
くるそのことの可否を、私は言つてい
るのであります。特許法の十六條の規
定といふのは、死んだ人が訴訟を起す
場合のやうな、特定の規定であり、
又本人がいて他の人を代理人とするの
と、根本的に違ひがあるのであります
。これ以外は皆弁理士でなくてはな
らないのであります。ゆゑにここに弁
理士法の一條より六條までの意義が存
するのであります。これをその主の特
許法に用いることはいけなかつ、私は
言ふのであります。

○小林英三君 七十九條のことにつ
いて、ここで討論してもしかたがないが、
一度國會がこれを可決すれば、法令上
のものとして認められるのでありま
す。特許の問題について、百二十八條
の二において、個人の權利を主張する
場合、弁理士が行ふのは、この新憲法
下においては、當然であると思ふので
あります。

○伊藤委員長 暫時休憩いたします。
午前十一時四十二分休憩

午前十一時四十分開議
伊藤委員長 休憩前に引続き質疑を
繼續いたします。

憲法にちよつと——法務廳の奥野君も見えておられますので、なるべく重要な点だけを質問することにしまして、議事を進めていきたいと思います。

○**憲法改正案** 民事訴訟法第七十九條の附設にありますが「法令ニ依リテ裁判上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ル代理人」というのは、いわゆる法定代理人であり、これはやむを得ざる場合で、つづつた特別のものでありまして、これは仕方がないからやるのであつて、それ以外のものは、弁護士に非ざれば訴訟代理人としてやれないんだということ、これが立法の根本原則であると考えておるのであります。しかるに、専門の知識のある者を、これは便宜だということとで拡張して入れるということになりまして、訴訟の尊嚴を保つ上において、裁判官たる者の特別の資格、弁護士たる者の特別の資格を認めておる原則を壊すものであると考えますが、この点に対して特許局の専門家の御意見、並びに訴訟上における専門家の御意見を伺いたいと考えます。

○**久保政府委員** 民事訴訟法の七十九條でございますが、これは民事訴訟法、一般訴訟法に対する原則を指示しております。関係上、弁護士が代理をするということ、訴訟に対する原則であるということを示しておることを存じます。しかし特別法に基きましては、弁護士以外の者が代理をなし得ると解釈しております。特許法はいく／＼訴訟に関することも規定しておりますが、民事訴訟法が一般原則を規定しておりますのに、特許法は工業所有権というものの特別性に基くことにより特別法を規定いたし

ておりまして、一般のことに関しましては、民事訴訟法で取扱われますが、特許に關しましては、その特殊性から、特許法に基いて特別の取扱ができることになるかと存じます。それによりまして、特別の規定が設けられたら、弁護士も弁護士以外の者も、訴訟の代理人になり得るといふことであつても、七十九條の精神と何ら反しないと思ひます。この度の修正案につきましては、百二十八條の二に關する訴えだけに限られておるわけでございますが、百二十八條の二項の訴えは、どういふものかといふと、これは主として審査に對する不平の抗告裁判、特許の無効の審判、確認審判、こういう三つのものが主体になつていて、その中でも一番多數を占めておりますものは、審査に對する不服の抗告裁判であります。審査に對する不服と申しますのは、發明者が發明したそれに対して自分は發明したから特許をせよといふたいと願ひ出るのに対して、審査をいたしました、それは特許法に規定してある發明にならぬから特許をしないといふことに審査で査定しますと、それに対して不服の抗告裁判を出してくるわけでございます。それとさらに不服ならば、東京高等裁判所に百二十八條の二項で出すわけでありまして、審査は実はこのものが發明になるか、なぬかといふことは、ほとんど技術的問題でありまして、審査と法律の關係も、な／＼不可分のものであります。大部分は技術的判断になるわけでありまして、たとえば飛行機のプロペラを發明したから、これを特許してもらいたいと願ひ出てまいりまして、審査官がそのプロペラはあるといつて

拒絶いたしました場合に、發明者の方面では、そのプロペラと引例のプロペラと違ふという問題になる、そのプロペラの形狀を現わします例え数字式がどう違つてゐるかといふことを論議しなければ、このどちらが是非か、この百二十八條の二項の客體になつておりますところのものは、技術の非常なめんど／＼な問題を含んでおりますので、そういうものの説明につきましては、民事訴訟法の七十九條の規定にかかわらず特別法によりまして、代理が認められましたならば、非常に事件の解釈といふものに対して、便宜が得られるのではないかと、私どもの方では考えておるのでございます。

○**憲法改正案** 伺いますが、私の質問の要點と答弁が、ポイントが違ひます。きめればできるというところを言ひておるのではない。きめるということ、この訴訟法の精神に反するのではないかと懸念しておるんです。

○**久保政府委員** お答えいたします。民事訴訟法の立場をいたしましては、弁護士が訴訟代理をするといふことを原則としておりました、ごく稀な事件につきましては、簡易裁判所だけにのみきましては、弁護士以外の者でも訴訟代理を許すことになつております。が、それ以外に訴訟の代理は弁護士という主義をとつております。弁護士は特許その他の工業所有権の事件についての技術的の方面については、非常に堪能であると考えますが、この訴訟に關しては、たゞ技術的な面が、非常に技術的な面がありまして、われ／＼の立場をいたしましては、やはり弁護士が訴訟について代理をするのが適當ではな

かるうかと思ひます。もつとも技術的なことが問題になりますので、その場合におきましては、従来通り輔佐員として弁護士が十分訴訟の面においても活動ができますので、代表して訴訟を進行する方面においては、やはり弁護士訴訟代理主義が、適當であらうと思ひますが、もちろん法律をもつてそれと違つた規定を設けることは、これは法律の力をもつてすることができ、従来からの考えからいいますと、やはり弁護士が主体であることが適當であらうと考えます。

○**憲法改正案** いま職務長官から言われる通りで、さうなことをきめることは、司法の大原則を崩すものと考えます。便宜論としては承りますが、法律論としては、さうなことはいかぬのだと思ひます。この点を皆さんに十分御認識をお願いしたいと思ひます。若し便宜から言ふならば、これはあらゆる面から考えなければならぬと思ひます。たとえば藥事に関することは藥劑師がよろし、医療に関することは医者がよろし、あらゆる専門家がいます。そういうものが便宜だからやつたらいふことになりまして、大原則を全部崩すことになりまして、これは、はなはだ重大なことでありまして、われ／＼は十分考えを願うと同時に、さうななお考えはお取止めを願うことを、強く申上げて私の質問を打ち切ります。

○**小林三三** 法務廳の政府委員の方の考えからいいますと、弁護士よりも弁護士の方がい／＼の訴訟のセツスに慣れてゐるからいいというお話がありましたが、私が修正案を出しました理由、は、特許の第二十八條の二とい

いますのは、權利者の權利を擁護するために、抗告審判、確認審判、無効審判をなす場合に、權利者が自分の權利を擁護する建前から、東京高等裁判所に訴訟を起すといふきつめて限られた場合におきまして代理人となること、ができるということでありまして、從來やもすると、古い解釈をそのまゝにしておくと安全だといふ觀念がありましたが、新憲法のもとにおきましては、最も必要な權利を擁護するといふ建前からいましては、この修正案によりまして、當然弁護士をこゝういふ場合に權利者のために争うことが、最

も現下の情勢に應じます特別法だと思ひます。どうかさういふ意味におきまして、本委員會におきまして、御理解ある御審議をお願いしたいと思ひます。

○**八並憲議者** 先ほどから御議論を承りまして、憲法委員のおつしやつたことにも、小林提案者のおつしやつたことにも、いろいろ理由のあることと思ひますが、私どもの法律の解釈をいたしましては、やはり憲法委員の議をどうしても支持せざるを得ないのであります。先ほどの民事訴訟法七十九條の趣旨から申して、もちもんであります。し

ば、議論されましたが、特に附加える必要はないのでありますが、もし便宜論からいふならば、裁判官といふことも、必ずしも万能ではないのであります。医事に関するところは、醫者の裁判官がよろしいことにならぬとも限らないのであります。これは根本の問題でありまして、裁判官に特別に嚴格な資格を要求しておると同様、弁護士にも嚴重なる規定をつくつておるので

いますのは、權利者の權利を擁護するために、抗告審判、確認審判、無効審判をなす場合に、權利者が自分の權利を擁護する建前から、東京高等裁判所に訴訟を起すといふきつめて限られた場合におきまして代理人となること、ができるということでありまして、從來やもすると、古い解釈をそのまゝにしておくと安全だといふ觀念がありましたが、新憲法のもとにおきましては、最も必要な權利を擁護するといふ建前からいましては、この修正案によりまして、當然弁護士をこゝういふ場合に權利者のために争うことが、最

も現下の情勢に應じます特別法だと思ひます。どうかさういふ意味におきまして、本委員會におきまして、御理解ある御審議をお願いしたいと思ひます。

○**八並憲議者** 先ほどから御議論を承りまして、憲法委員のおつしやつたことにも、小林提案者のおつしやつたことにも、いろいろ理由のあることと思ひますが、私どもの法律の解釈をいたしましては、やはり憲法委員の議をどうしても支持せざるを得ないのであります。先ほどの民事訴訟法七十九條の趣旨から申して、もちもんであります。し

ば、議論されましたが、特に附加える必要はないのでありますが、もし便宜論からいふならば、裁判官といふことも、必ずしも万能ではないのであります。医事に関するところは、醫者の裁判官がよろしいことにならぬとも限らないのであります。これは根本の問題でありまして、裁判官に特別に嚴格な資格を要求しておると同様、弁護士にも嚴重なる規定をつくつておるので

午後零時二十二分散会

あります。この規定を拡張することは許せないと、先ほど奥野委員は便宜論のように訴訟の便宜のためという御回答でありましたが、私どももいたしましては、この拡張は許されないと考えています。根本的な司法の威信の問題である。私は考えております。なるほど先ほど引合に出された特許法の十六條でございますが、これは鐵道省の指摘されましたように、後援代理人と私は考えております。もしもかような便宜論から拡張されるということになりますと、裁判官に関する厳格な規定、または弁護士に関する厳格な資格を要求している現在の法制自体が揺れる、この一角を崩されることによつて、司法の根本理念が崩れるということにもなるかと思ひますので、どうもこの鉱工業委員会におかれまして、その点を御了承くださいまして、この提案は否決せられんことを私は希望するのであります。

○小林三郎 三番いまだ御議論であります。先ほど私は、技術に関することは医者でも弁護士にできる意味ではないか、ということ、それは奉議附会と言ふかと思ひます。弁護士がこの場合に代理人になることができるのは、特許保護のために特許の問題に関する場合のみであります。しかも一審二審を通じて、裁判が二つついて、最後にさらに東京高等裁判所において自分の権利を争うというのであります。その場合におきまして、一審二審は弁護士であつて、東京高等裁判所に移された場合は、新たに別の弁護士を頼む、そして技術の問題に対しては、明るくない方がやるという場合におきましては、当然特別法として、これを国会に

おいて認めてやるという途を開くということが、最も正しい途だと思つております。

○伊藤委員 司法委員の方々の質問はこの程度でよろしうございませうか。

○銀治長作 議論になりますから、これで結構です。

○伊藤委員 司法委員の方々の質問は、この程度で終了いたしました。暫時休憩いたします。ちよつと御相談いたしたいと思ひます。

午後零時八分休憩

午後零時二十分再開

○伊藤委員 再開いたします。本案につきましては、他に發言の通告がありませんから、これにて質疑は終了いたします。なお、討論の通告もありませんから、討論は省略いたします。引續き採決をいたします。本参議院送付案を可決するに御異議はありますか。

○伊藤委員 御異議なしと認めます。よつて本参議院送付案は可決いたしました。

この本参議院の委員会報告書についてお諮りいたします。これは従来通り委員長において作成のうえ、議長に提出したいと思ひますが、御異議はありますか。

○伊藤委員 御異議なしと認めます。よつて後刻委員長より發言をもつて議長に提出いたします。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

○伊藤委員 御異議なしと認めます。よつて後刻委員長より發言をもつて議長に提出いたします。

次会は明日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

(参 照)

弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済事情、社会要勢等を考慮して、他の処罰法規との均衡を保つ必要と、特許法第二百二十八條ノ二に規定する訴訟の場合における事実審の適正を期するため、(一)輕微な字句の整理を行い、(二)弁理士の登録料の額を引き上げ、(三)特許法第二百二十八條ノ二に規定する訴訟の場合において弁理士もまた弁理士と同様に訴訟代理人となることのできる新たな道を開き、(四)罰則中罰金及び過料の額を引き上げんとするものである。

二、議案の可決理由

經濟の復興、産業の再建をなすには發明考案の進展が行われねばならない。そのためには特許權、実用新案權等の權利を擁護して工業技術の発達を促すべきであつて、本案はこの点適切妥當なものと認められるから、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年七月一日
鉱工業委員長 伊藤卯四郎
衆議院議長 松岡昭吉殿